

院内処方・後発品不採用なら選定療養対象外 ——後発医薬品の採用・処方はいくまで努力義務！

10月実施予定の先発品の選定療養化に関する事務連絡が出されました。

「医学的な理由」又は「後発医薬品を提供できない」 場合については、選定療養の対象とはなりませんが、「そもそも院内で後発品を採用していない」 場合も、選定療養の対象とはならないことが明記されました。

院内処方の医療機関におかれましては、焦って後発品を採用する必要はありませんので、ご安心ください（その他の詳細は大阪保険医新聞8月5日号で報道予定）。署名にもご協力願います。



厚労省HP

問 院内採用品に後発医薬品がない場合は、「後発医薬品を提供することが困難な場合」に該当すると考えて保険給付してよいか。

答 患者が後発医薬品を選択することが出来ないため、従来通りの保険給付として差し支えない。

問 「後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難な場合」について、出荷停止、出荷調整等の安定供給に支障が生じている品目かどうかで判断するのではなく、あくまで、現に、当該医療機関又は薬局において、後発医薬品を提供することが困難かどうかで判断するということでよいか。

答 そのとおり。 (7月12日事務連絡一部改変)

↓↓↓署名にぜひともご協力ください↓↓↓

FAX 06-6568-2389 大阪府保険医協会

内閣総理大臣殿／厚生労働大臣殿／財務大臣殿／国会議員各位

後発医薬品と先発医薬品の差額に対する 一部患者負担導入の撤回を求める要請署名



QRコードからも可能です

一 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載医薬品）を使用した場合に、薬価差額の一部を新たに患者負担とする制度の導入を撤回すること。

住 所：

医療機関名：

※ゴム印でも結構です。

私の一言